

ほっかいどう健康づくりツイッターをフォローしてみませんか

北海道では、道民の健康づくりに有益な情報を、SNSを利用する幅広い世代に目的に情報発信するため、令和2年4月より、ツイッターアカウント「ほっかいどう健康づくりツイッター」を開設いたしました。

本アカウントでは、「栄養・食生活」「運動」「休養」「歯科保健」「受動喫煙防止対策」といった健康づくりに関する内容の他、がん・生活習慣病などの疾病予防に向けた生活習慣に関する情報について発信しています。

ぜひ本アカウントをフォローいただき、まずは“見る”ことから健康づくりを始めませんか？

次のウェブサイトアドレス（URL）もしくはQRコードからアクセスください。

https://twitter.com/Hokkaido_health

■お問い合わせ 渡島保健所 ☎0138-47-9012



福祉灯油等支給事業の申請受付を開始します

町では、昨年に引き続き一定の要件を満たす世帯を対象に、福祉灯油等支給事業を実施します。受給するためには申請が必要です。下記の要件を確認のうえ、受付期間内に申請してください。

対象となる世帯

次の①と②に該当し、③のいずれかに該当する世帯が対象です

①令和2年11月1日現在で木古内町の住民基本台帳に登録があり、現に居住されている方

②令和2年度の町民税が非課税の世帯で、令和元年中の収入合計額が、単身世帯の場合は95万円、2人以上の世帯の場合は140万円を超えていない世帯

※年金収入には遺族年金や障害年金等も含まれます

③次のいずれかに該当する世帯

(ア)世帯全員が65歳以上（11月1日現在）の世帯

(イ)ひとり親家庭等医療費受給者証が交付されている世帯

(ウ)特別児童扶養手当を受給している世帯

(エ)重度心身障害者医療費受給者証が交付されている世帯

(オ)精神障害者保健福祉手帳が交付されている世帯

(カ)療育手帳が交付されている世帯

生活保護の受給者、世帯全員が病院等に入院、福祉施設等へ入所している場合や自宅以外に滞在又は生活をしている場合は支給対象外です。また、住民票上は世帯分離をして単身世帯となっても、実際には65歳未満の方と同居している場合も対象外です。

支給額及び支給方法

1世帯につき12,000円を口座振込にて支給します。
なお口座振込が困難な場合のみ現金で支給します。

申請受付期間

11月9日（月）～11月27日（金）

申請方法

以下の①～③を持参のうえ、町民課住民グループ窓口で申請してください。

①令和元年中の年金収入額がわかる年金振込通知ハガキ等

（遺族・障害年金受給者は必ず提示してください）

②振込口座の通帳 ③印鑑（認印可）

なお、昨年支給対象となった世帯には民生委員が訪問し、申請書を持参します。それ以外の方も各地区担当の民生委員または役場町民課住民グループまでお問い合わせください。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131